

佐賀県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八二一人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、八四一人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	五三、八七五人
唐津市・東松浦郡	三七、四五人
鳥栖市	一七、六五二人
多久市	六、六八人
伊万里市	一五、六二七人
武雄市	一三、七四八人

杵島郡	西松浦郡	三養基郡	佐賀郡	神崎市・神埼郡	嬉野市	小城市	鹿島市・藤津郡
一一、八八七人	五、八三五人	一四、六八七人	九、三七八人	一三、二二八人	七、八三九人	一二、二五人	一一、二七八人